

関 係 法 令 等

1. 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年6月5日 法律第48号）
2. 消費者庁組織令（平成21年8月14日 政令第255号）
3. 独立行政法人国民生活センター法（平成14年12月4日 法律第123号）
4. 国家行政組織法（昭和23年7月10日 法律第120号）
5. 内閣府設置法（平成11年7月16日 法律第89号）
6. 中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日 法律第103号）
7. 独立行政法人通則法（平成11年7月16日 法律第103号）
8. 消費者基本法（昭和43年5月30日 法律第78号）
9. 消費者安全法（平成21年6月5日 法律第50号）
10. 消費生活用製品安全法（昭和48年6月6日 法律第31号）
11. 消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令（平成21年8月28日 内閣府令第47号）
12. 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議（衆議院）（第171回国会 衆議院 消費者問題に関する特別委員会 第14号 平成21年4月16日）
13. 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議（参議院）（第171回国会 参議院 消費者問題に関する特別委員会 第8号 平成21年5月28日）

## 1. 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年 6 月 5 日 法律第 48 号）

（任務）

第 3 条 消費者庁は、消費者基本法（昭和 43 年法律第 78 号）第 2 条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

（所掌事務）

第 4 条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第 6 条第 2 項に規定する事務を除く。）をつかさどる。

- 一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の規定による消費者安全の確保に関すること。
- 五～七 （省略）
- 八 消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）第 3 章第 2 節の規定による重大製品事故に関する措置に関すること。
- 九 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の規定による購入者等（同法第 1 条に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。
- 十～十三 （省略）
- 十四 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 2 条第 3 項又は第 4 項に規定する景品類又は表示（第 6 条第 2 項第一号ハにおいて「景品類等」という。）の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。
- 十五・十六 （省略）
- 十七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 13 第 1 項 から第 3 項 までに規定する基準に関すること。
- 十八～二十三 （省略）
- 二十四 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。
- 二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 二十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消費者庁に属させられた事務

(設置)

第 6 条 内閣府に、消費者委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ハ～ヘ (省略)

ト 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項

二 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

三・四 (省略)

附 則

1・2 (省略)

3 政府は、この法律、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 21 年法律第 49 号）及び消費者安全法（以下「消費者庁関連三法」という。）の施行後 3 年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、消費者庁関連三法の施行後 3 年以内に、消費生活センター（消費者安全法第 10 条第 3 項に規定する消費生活センターをいう。）の法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

5・6 (省略)

## 2. 消費者庁組織令（平成 21 年 8 月 14 日 政令第 255 号）

(地方協力課の所掌事務)

第 9 条 地方協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者庁の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

二 消費者安全法（第 3 章に限る。）の規定による消費者安全の確保に関すること。

三 独立行政法人国民生活センターの組織及び運営一般に関すること。

四 独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会の庶務に関すること。

### 3. 独立行政法人国民生活センター法（平成14年12月4日 法律第123号）

（理事の職務及び権限等）

第7条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2・3 （省略）

第10条 センターは、第3条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。
- 二 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。
- 三 前二号に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。
- 四 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。
- 五 国民生活に関する情報を収集すること。
- 六 重要消費者紛争の解決を図ること。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（訴訟の準備又は追行の援助）

第40条 センターは、和解仲介手続によって重要消費者紛争が解決されなかった場合において、和解の仲介の申請をした消費者が当該和解仲介手続の目的となった請求について訴えを提起するときは、訴訟の準備又は追行の用に供するための資料（重要消費者紛争解決手続において当事者が提出したものを除く。）で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 （省略）

（消費者紛争に関する苦情の申出に係る業務）

第41条 センターは、委員会が行う重要消費者紛争解決手続のほか、消費者から消費者紛争に関する苦情の申出があった場合には、次に掲げる業務を行う。

- 一 当該消費者紛争の実情に即した解決を図るのにふさわしい手続の選択に資する情報を当該消費者に提供すること。
- 二 当該苦情の処理のためのあっせんを行うこと。

（情報の収集、公表等）

第42条 センターは、消費者紛争の発生を防止するため、消費生活に関する情報を有する地方公共団体その他の者に対し、当該情報の提供を依頼することができる。

2 センターは、前項の規定により提供を受けた情報その他収集した消費生活に関する情報を整理し、及び分析し、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認める場合には、その結果を公表し、又は関係行政機関に対し、意見を付して当該結果を通知するものとする。

(緊急の必要がある場合の内閣総理大臣の要求)

第 44 条 内閣総理大臣は、商品の流通又は役務の提供が国民の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合その他の事情が生じた場合において、国民に対して緊急に情報を提供する必要があると認めるときは、センターに対し、第 10 条第一号及び第二号に掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 (省略)

#### 4. 国家行政組織法 (昭和 23 年 7 月 10 日 法律第 120 号)

(組織の構成)

第 2 条 国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府の組織とともに、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。

2 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。

#### 5. 内閣府設置法 (平成 11 年 7 月 16 日 法律第 89 号)

(所掌事務)

第 4 条 内閣府は、前条第 1 項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法 (昭和 22 年法律第 5 号) 第 12 条第 2 項第二号 に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

一～十六 (省略)

十七 消費者基本法 (昭和 43 年法律第 78 号) 第 2 条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

十八 (省略)

2 (省略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第 2 項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六十 (省略)

六十一 消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成 21 年法律第 48 号) 第 4 条及び第 6 条第 2 項に規定する事務

六十二 (省略)

(施設等機関)

第55条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第56条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

## 6. 中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日 法律第103号）

(中央省庁等改革の基本方針)

第4条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中央省庁等改革を行うものとする。

一・二 (省略)

三 国の規制の撤廃又は緩和を進め、国と民間とが分担すべき役割を見直し、及び国と地方公共団体との役割分担の在り方に即した地方分権を推進し、これに伴い国の事務及び事業のうち民間又は地方公共団体にゆだねることが可能なものはできる限りこれらにゆだねること等により、国の行政組織並びに事務及び事業を減量し、その運営を効率化するとともに、国が果たす役割を重点化すること。

四 国の行政機関における政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能とを分離することを基本とし、それぞれの機能を高度化するとともに、組織上の分担体制を明らかにし、及びそれらに係る責任の所在を明確化すること。この場合において、政策の企画立案に関する機能を担う組織とその実施に関する機能を担う組織との緊密な連携の確保を図ること。

五～八 (省略)

(政策評価等)

第29条 政府は、第4条第六号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、政策評価機能の充実強化を図るための措置を講ずるものとする。

一 府省において、それぞれ、その政策について厳正かつ客観的な評価を行うための明確な位置付けを与えられた評価部門を確立すること。

二・三 (省略)

(国の行政組織等の減量、効率化等の推進方針)

第 32 条 政府は、次に掲げる方針に従い、国の行政組織並びに事務及び事業の減量、その運営の効率化並びに国が果たす役割の重点化（第 53 条第三号において「国の行政組織等の減量、効率化等」という。）を積極的かつ計画的に推進し、その具体化のための措置を講ずるものとする。

- 一 国の事務及び事業の見直しを行い、国の事務及び事業とする必要性が失われ、又は減少しているものについては、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を進めること。
- 二 前号の見直しの結果、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を行わないこととされた事務及び事業のうち、政策の実施に係るものについては、第 36 条に規定する独立行政法人の活用等を進め、その自律的及び効率的な運営を図ること。
- 三・四 (省略)

## 7. 独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 103 号）

(定義)

第 2 条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 (省略)

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第 3 条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

- 2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。
- 3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(役員の職務及び権限)

第 19 条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 (省略)

3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

4・5 (省略)

(役員任命)

第 20 条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 (省略)

3 第 18 条第 2 項の規定により置かれる役員は、第 1 項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 (省略)

(違法行為等の是正)

第 65 条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 (省略)

## 8. 消費者基本法（昭和 43 年 5 月 30 日 法律第 78 号）

(目的)

第 1 条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。



4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。

5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

(国民生活センターの役割)

第25条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

## 9. 消費者安全法（平成21年6月5日 法律第50号）

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念（以下この条において「基本理念」という。）にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 (省略)

3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。

4～6 (省略)

(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)

第8条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。

二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。

イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。

ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。

ハ・ニ (省略)

三・四 (省略)

2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
  - 二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんを行うこと。
- 三～五 (省略)

(国及び国民生活センターの援助)

第 9 条 国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、前条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる事務の実施に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第 12 条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2～4 (省略)

(消費者事故等に関する情報の集約及び分析等)

第 13 条 内閣総理大臣は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。

2～4 (省略)

(資料の提供要求等)

第 14 条 内閣総理大臣は、前条第 1 項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

2 (省略)

(消費者への注意喚起)

第 15 条 内閣総理大臣は、第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法（平成 14 年法律第 123 号）第 44 条第 1 項の規定によるほか、国民生活センターに対し、前項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。

3 (省略)

## 10. 消費生活用製品安全法（昭和 48 年 6 月 6 日 法律第 31 号）

(内閣総理大臣への報告等)

第 35 条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知つたときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

2～4 (省略)

(内閣総理大臣による公表)

第 36 条 内閣総理大臣は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知つた場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、同条第四項の規定による通知をした場合を除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

2・3 (省略)

4 主務大臣は、第 1 項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構（※）に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。

(※) 機構とは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のことを指す。

**1 1. 消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令（平成 21 年 8 月 28 日 内閣府令第 47 号）**

（報告の期限及び様式）

第 3 条 法第 35 条第 1 項の規定による報告をしようとする者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知った日から起算して 10 日以内に、様式第一による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。

**1 2. 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議（衆議院）（第 171 回国会 衆議院 消費者問題に関する特別委員会 第 14 号 平成 21 年 4 月 16 日）**

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一～二十二 （省略）

二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

**1 3. 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議（参議院）（第 171 回国会 参議院 消費者問題に関する特別委員会 第 8 号 平成 21 年 5 月 28 日）**

政府は、消費者庁関連三法の施行に当たり、消費者庁及び消費者委員会の創設が消費者基本法の基本理念を実現し、行政のパラダイム（価値規範）の転換を行うための真の拠点となるものであることにかんがみ、行政の意識改革を図るとともに、次の事項について万全を期すべきである。

一～三十二 （省略）

三十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

三十四 （省略）